

高退協 ニュース

高退協事務局

1981. 1.

No. 8

新年のあいさつ
退職者共済制度要綱
会費納入のお願い

謹賀新年

年頭に皆様のご健康と、ご多幸を心よりお祈りします。
旧年はいろいろとご協力いただきありがとうございました。
本年もどうかよろしくご支援をお願いいたします。

一九八一年 元旦

高退協事務局

生涯を通じた

共済制度を

きずころ!!

日教済会員と教職員退職者との組織的な連帯を強め、退職者の相互共済及び福祉の増進をはかることを目的として、退職者共済制度が、一九八一年四月一日発足することになりましたのでお知らせします。

退職者共済制度要綱

- 1 目的
日本教職員退職者の相互共済及び福祉の増進をはかるを目的とする。
- 2 名称
日本教職員退職者共済という。
- 3 運営
日教済の事業として運営する。
- 4 事業
基本（長期療養見舞）と、特約（入院療養見舞）を実施する。
- 5 会員加入資格
(1) 満五十才以上で退職した者。
① 日教組組合員で、日教済会員であった者。
② 日教組組合員で、日教済未加入者及び日教組未加入者で日教済会員（4号該当者）であった者。
(2) その他、この会の主旨に賛同して入会を希望する者。但し、(1)の②及び(2)は支部長の准せて理事長の承認が必要。
- 4 加入手続
退職者が直接日教済本部に申し込む方式とする。

(1) 基本

- ① 現職者が退職した場合、直ちに加入するものとし、掛金は六か月間の猶予期間をかく。
- ② 設立時会員資格を有する者（既退職者）は設立後2年間の範囲内で加入を認める。（経過措置）

(2) 特約

- ① 基本に加入し、満七十五才までの者で、加入時健康（加入時一か月間入院または、自宅療養者）にたきり療養を済く）である者。但し、日教済生協の団体生命共済に継続して三年間以上加入し、引続き加入する場合は無条件とする。
- ② 基本に加入し、以後会費補助（半以内の者とする。但し、半減途中の退職者の場合は当該年度の末日（三月三十一日）に退職したものとみなす。

7. 掛金

- (1) 基本
① 加入時一口五万円を一括納入する。（現職者は退職見舞金で調整する）
② 加入口数は二口（十万円）までとする。
- (2) 特約
① 一口八〇〇〇円（事務費三〇〇〇円、安全半四〇〇〇円を含む）を毎年度納入する。
② 加入口数は二口（一六〇〇〇円）までとする。但し、基本口数を上まわってはならない。

8. 募集

- (1) 基本
① 現職者は退職後直ちに加入し、掛金は六か月以内で納入するものとする。
② 既退職者は、会の発足後二年以内に随時申込とし、掛金は加入と同時に納入するものとする。
- (2) 特約
毎年八月一日より開始し、六月三十日締めとする。

9. 権利

- (1) 基本は掛金を所定金額で納めた之日起、退会時一時金を受け取る権利を有する。
- (2) 特約は、退会時一時金を受け取る権利を有する。

(2) 特約は七月一日午前〇時より効力が生ずる。

- 10 退会、権利放棄と再加入の禁止
(1) 基本は満九十五才到達時、または死亡時をもって退会とする。途中退会は認めない。
(2) 特約は継続して契約するものとし、掛金を所定の期日までに納入しない場合は権利放棄とみなし、再加入を認めない。また死亡時をもって退会とみなし、掛金は一切返済しない。
- 11 姓名
(1) 定款、規約に著しく違反した場合。
(2) 準備の申請をした場合。

12. 給付内容

- (1) 基本
① 長期療養見舞は、六か月の以上の継続長期療養者（入院または自宅においてたきり療養をしている者を含む）に対し、一口十万円を給付する。但し、退会時まで最高二回とする。
② 死亡見舞金は掛金を死亡時に給付する。
③ 九十五才満了をもって退会とし、掛金を退会見舞金として給付する。
④ 米寿（満八十八才）の祝金を給付する。金額は理事会で決定する。（一人につき一万円）
- (2) 特約
十日以上継続して入院した者で、入院日数十日をこえる期間に対し、次の内容で給付する。

13. 給付申請

- (1) 原則として、会員本人（死亡見舞金の場合は受取人）が申請するものとする。但し、九十五才の退会見舞金は相続給付とする。

種類	一日当たり	期間
一般疾病	二〇〇〇円	六〇日間
交通事故	一〇〇〇円	三〇日間
慢性病	二〇〇〇円	一五〇日間
①	は一律五〇〇〇円	②は一律一万円とする

- (1) 原則として、会員本人（死亡見舞金の場合は受取人）が申請するものとする。但し、九十五才の退会見舞金は相続給付とする。

(2) 給付は本部より直接本人に

- (3) 受取人の順位は日教済に準ずる。
- 14 給付の認定
(1) 基本は、自宅療養、入院とも主治医の証明書をもって認定する。
(2) 特約は、入院の主治医の証明をもって認定する。
- 15 時効
時効は二年とする。但し、九十五才の退会見舞金の場合を除く。
- 16 火災・自動車への加入
退職者共済会員は、日教済生協の自動車及び火災に原則として現職会員と同条件で加入できるものとする。
- 17 会計
運営は独立採算制とし、会計は別途会計とする。責任は日教済が負う。
- 18 拠出金
拠出金は自分の額、半〇〇〇〇〇円を限度として日教済より退職者共済に拠出する。
- 19 組織対策
退職者共済の会費は、原則として日教済理事会の定める各都道府県退職教職員会（退教協、退協協等）に加入するものとする。
- 20 役員、運営
役員と運営は日教済で当る。
- 21 原費計算
原費の計算は、原則として五年以内に実施する。
- 22 その他
特に記載されていない事項については日教済に準じて実施する。

再度 会費納入のお願い

郵便料金の大巾値上げは、ニュースの発行、機関誌の発送等について大きな負担になりました。会費未納の方は、会員相互の連絡のため、できるだけすみやかに送金下さるようお願いいたします。

送金先
高知市丸の内
高退協事務局